

【案】

三郷市(施設名称)設置及び管理条例施行規則をここに公布する。

平成 年 月 日

三郷市長

三郷市規則第 号

三郷市(施設名称)設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市(施設名称)設置及び管理条例（平成 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項前段の規定により(施設名称)の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三郷市(施設名称)利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申請の期間)

第4条 申請書は、次の表に定める期間内に先着順で受け付けるものとする。

【案】

施設名	申請者	市民	市民以外の者
会議室及び附属設備		利用日の４月前の月の初日から当日まで	利用日の３月前の月の初日から当日まで
展示ギャラリー（営利を目的とした使用をしない場合に限る。）		利用日の７月前の月の初日から当日まで	利用日の６月前の月の初日から当日まで

備考 この条の表において「市民」とは、市内に住所等を有する個人、法人その他の団体及び市内に通勤し、又は通学している者をいう。

（利用許可書の交付）

第５条 市長は、申請書を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、三郷市(施設名称)利用許可書（様式第２号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。

（許可事項の変更申請等）

第６条 利用者は、条例第７条第１項後段の規定により利用許可に係る事項を変更しようとするときは、同項前段の規定により許可を受けた利用日（以下「利用日」という。）の３日前までに、三郷市(施設名称)利用変更（取消）申請書（様式第３号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の変更による使用料の額等は、次のとおりとする。

（１）使用料の額

変更後の利用日に係る使用料（以下「変更後使用料」という。）	利用日の１０日前までの変更申請	変更後使用料の額
-------------------------------	-----------------	----------

【案】

の額が変更前の使用料の額以上の場合	利用日の3日前までの変更申請	変更後使用料の額に、第12条第3項に規定する取消料の半額（以下「変更料」という。）を加えた額
変更後使用料の額が変更前の使用料の額未満の場合	利用日の10日前までの変更申請	変更後使用料の額
	利用日の3日前までの変更申請	変更後使用料の額に、変更料（ただし、変更後使用料の額と変更前の使用料の額の差額の半額が変更料を超えるときは、その額）を加えた額

(2) 使用料の納付又は還付方法

変更後使用料の額が変更前の使用料の額を超える場合	変更後使用料の額と変更前の使用料の額の差額を納付
変更後使用料の額が変更前の使用料の額未満の場合	変更後使用料の額と変更前の使用料の額の差額を還付

3 市長は、第1項の規定による許可をしたときは、三郷市施設名称利用変更（取消）許可書（様式第4号。以下「変更許可書」という。）を利用者に交付する。

4 第1項の規定による変更の申請は1回限りとし、変更許可後の再変更申請は認めない。

（使用料の納付時期）

第7条 第5条の規定による利用許可を受けた者は、条例第10条第1項に規定する使用料を利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。前条第3項の規定による変更許可を受けた者が納付する差額の使用料も、同様とする。

【案】

(附属設備の使用料)

第8条 条例第10条第2項に規定する附属設備の使用料は、別表に定めるところとする。

(利用許可書等の提示)

第9条 利用者は、施設等を利用するときは、利用許可書又は変更許可書を(施設名称)の職員に提示しなければならない。

(利用の取消申請等)

第10条 利用者は、利用許可の取消しをしようとするときは、利用日の当日までに変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、変更許可書を利用者に交付する。

(利用許可の取消等の通知)

第11条 条例第14条第1項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限するときは、その理由を付して、三郷市(施設名称)利用許可取消等通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(使用料の還付等)

第12条 条例第12条第1項ただし書に規定する使用料の還付は、次に定めるところによる。

(1) 条例第12条第1項第1号及び第3号に該当する場合 既納の使用料の全額

(2) 条例第12条第1項第2号に該当し、利用日の10日前までに利用許可の取消しの申出があった場合 既納の使用料の全額

(3) 条例第12条第1項第2号に該当し、利用日の3日前までに利用許可の取消しの申出があった場合 既納の使用料の半額

2 前項又は第6条第2項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、三郷市(施設名称)使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなけれ

【案】

ばならない。

- 3 条例第12条第3項の規定による取消料は、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出たときは無料、利用日の3日前までのときは使用料の半額、利用日の2日前以降のときは使用料の全額とする。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、(施設名称)の施設等を利用するときは、(施設名称)の職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入り又は利用許可を受けない施設等の利用若しくは移動をさせないこと。
- (2) (施設名称)の設備及び備品等をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音、怒声、放歌等の行為又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物類を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく(施設名称)の施設等の内外で寄附の募集、物品の販売又は陳列等をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (7) 許可なくポスター、チラシ等を配布し、又は掲示しないこと。

(職員の立入り)

第14条 市長は、(施設名称)の管理上必要があると認めるときは、(施設名称)の職員を利用者が現に利用している施設等に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は当該立入りを拒むことができない。

(読替規定)

第15条 指定管理者に(施設名称)の管理に関する業務を行わせる場合における第3条、第5条、第6条、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

【案】

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第19条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、三郷市指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期限までに申請しなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
 - (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
 - (4) 組織に関する事項を記載した書類
 - (5) 条例第19条第2項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条に規定する指定管理者の指定の申請に関し必要な行為は、施行日前においても、第16条の規定の例により行うことができる。

【案】

別表（第8条関係）

附属設備の名称	単位	使用料（1回につき）	備考
プロジェクター	1 式	5 0 0 円	HDMI付